

NORMA

2024

6

JUNE

社協情報 ノーマ No. 377

特集 その人らしい暮らしを本人と一緒に作る ～社協における権利擁護支援の取り組み (p.2)

「成年後見制度にかかる取り組み状況調査結果」からみる現状と課題

事例1 チェックシートの活用により本人を支えるチームづくりを支援
東京都・清瀬市社会福祉協議会

事例2 丁寧な広報啓発から取り組む地域連携を見すえた権利擁護支援
神奈川県・厚木市社会福祉協議会



● 社協活動最前線 (p.6)

住まいの安定を通して地域での暮らしを支える

徳島県・東みよし町社会福祉協議会

● ビネットで学ぶ、地域福祉実践【第11回】 (p.8)

ビネット9 「サロンから排除されそうな認知症の高齢女性とサロン関係者との関わり」

同志社大学 教授 野村 裕美氏

東京都立大学 准教授 室田 信一氏

豊中市社会福祉協議会 事務局長 勝部 麗子氏

● 社協×〇〇 ～他分野との協働で広がる可能性～【新連載・第1回】 (p.10)

社協×エンターテイメント

“面白い”を入口に、より多くの人に福祉を発信する

特定非営利活動法人Ubdobe代表理事 岡 勇樹氏（東京都）

● 仕事に役立つTopics ～福祉の動きを知ろう (p.11)

女性支援新法が施行されました

～困難な問題を抱える女性へのきめ細かな支援に向けて～

● 「基本要項2025」への期待【第2回】 (p.12)

東京都・立川市社会福祉協議会 総合相談支援課長 山本 繁樹氏





特集

その人らしい暮らしを本人と一緒につくる ～社協における権利擁護支援の取り組み

令和6年度は、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」）の中間検証年にあたる。現在、中核機関の設置が各地で進みつつあるが、相談窓口や受任調整の仕組みを作るだけでは十分ではない。権利擁護支援を必要とする人のニーズを把握し適切な支援につなげられているか、福祉と司法の関係者が連携し、意思決定支援にもとづいて本人を支える実践ができているかなど、「基本計画」が掲げる目標に照らして現状を点検し、残る計画期間において取り組むべき課題を明らかにする必要がある。

本特集では、令和5年度に本会が実施した「成年後見制度にかかる取り組み状況調査」の結果概要を報告するとともに、社協において中核機関を担い、本人を中心とした権利擁護支援に取り組む事例を紹介する。

「成年後見制度にかかる取り組み状況調査結果」からみる現状と課題

1 調査概要

本調査は、社協における法人後見の受任状況、市民後見人の育成や支援、中核機関の受託の状況等を把握することを目的としたもので、全国の市区町村社協、都道府県・指定都市社協の協力を得て、隔年実施している。

令和5年度調査概要

調査期間：令和5年12月11日～令和6年3月8日

調査対象時点：令和5年9月末日

調査対象：市区町村社協（指定都市の区社協除く）

1,721か所

指定都市社協

20か所

計1,741か所

※以下、本文中では市区町村社協および指定都市社協を合わせて「市区町村社協」と表記する。

回答数・回収率：1,627件（93%）

調査方法：メールにて依頼、WEBアンケートフォームにて回答

した。前回調査では、「受任体制の整備に向けて準備中である」が114か所となっていたが、そのうち新たに受任したのは半数弱にとどまったものと思われる（図1）。また、人口規模別にみると、10万人以上の自治体では約7割の社協が受任している。

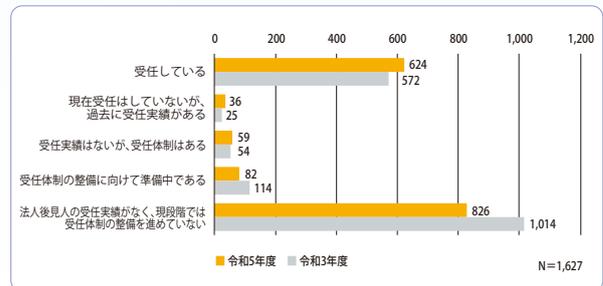


図1 法人後見の受任状況

受任件数をみると、令和5年度は合計で7,093件となり、前回調査から805件増加となった。類型別にみると後見類型は、令和3年度は67.9%であったのに対して令和5年度は62.8%と5.1ポイント減少し、一方で保佐類型は25.6%から29.2%へと3.6ポイント増加、補助類型は6.5%から8.0%へと1.5ポイント増加した（図2）。

	後見	保佐	補助	合計
令和5年度	4,455 62.8%	2,074 29.2%	564 8.0%	7,093 100.0%
受任している社協数	579	457	239	
令和3年度	4,271 67.9%	1,607 25.6%	410 6.5%	6,288 100.0%
受任している社協数	533	389	206	

図2 類型別受任件数

2 調査結果

1. 後見人等（法人後見）の受任状況

令和5年度、法人後見を受任している市区町村社協は624か所となり、前回（令和3年度）調査から52か所増加



また、任意後見については、40か所（令和3年度は36か所）の社協が受任しており、受任件数は全体で201件（令和3年度は157件）であった。後見監督人についても、受任社協数は105か所（令和3年度は86か所）と前回調査より増加した。

2. 法人後見を行っていない理由

「法人後見の受任実績がなく、現段階では受任体制の整備を進めていない」と回答した社協に対して、その理由を聞いたところ、「財源が確保できないため」が最も多く、54.7%の社協が回答した。次いで、「適正な実施のための組織内部の監督体制が整っていないため」が46.2%、「法人後見に必要な知識を持った職員がいないため」が41.2%となった（図3）。

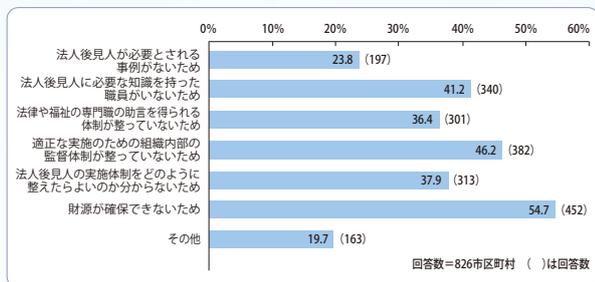


図3 法人後見を行っていない理由

3. 市民後見人の養成

市民後見人の養成については、328か所の社協が実施しており、前回調査の309か所から19か所の増加にとどまっている（図4）。養成講座の延べ受講者は22,382人（平均68.24人）であり、養成後に後見人等を受任した市民後見人の人数は2,905人（平均8.68人）であった。前回調査では、後見人等を受任した市民後見人の人数は2,443人（平均7.36人）であったので、市民後見人が選任されるケースが増加していることがうかがえる。

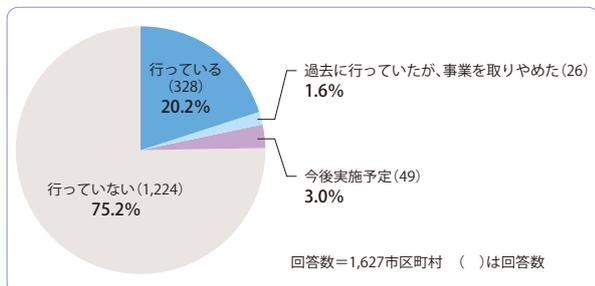


図4 市民後見人の養成

4. 中核機関の受託・運営状況

中核機関を受託している社協は、単独設置と広域設置合わせて424か所となり、前回調査（225か所）の約2倍となった（図5）。

カテゴリー名	令和5年度	令和3年度
中核機関を受託している(単独設置)	373	192
中核機関を受託している(広域設置で自社協が受託している)	51	33
中核機関を受託予定(単独設置にて受託時期が決定している)	28	80
中核機関を受託予定(広域設置にて受託時期が決定している)	5	18
中核機関受託に向けて調整を行っている(受託時期は決まっていない)	59	79

図5 中核機関の設置・受託状況

また、中核機関を単独設置で受託している社協に運営にあたっての課題を聞いたところ、「中核機関の職員体制の拡充」が最も多く46.1%であった。次いで、「職員の専門性の向上」が44.5%、「市民後見人の養成・受任調整、活動支援」が30.8%となっている（図6）。

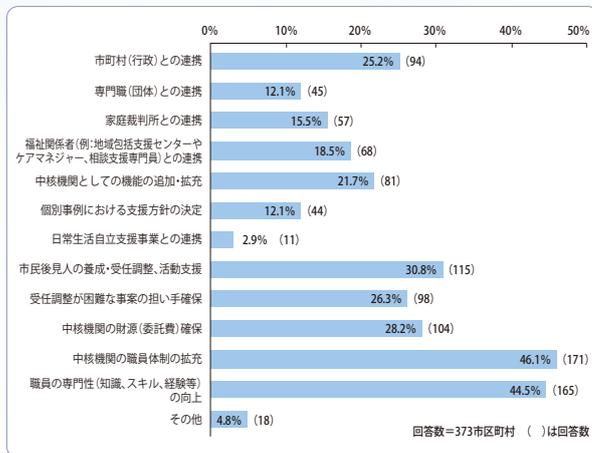


図6 中核機関の運営にあたっての課題

ここまで、成年後見制度にかかる取り組み状況調査の結果を概観した。法人後見の受任や市民後見人の養成、活動支援、中核機関の受託運営など、社協における権利擁護支援の取り組みは着実に広がっている。

一方で、中核機関の運営や法人後見について、専門性をもった職員の確保が大きな課題の一つになっていることがうかがえた。国や都道府県による研修を拡充するほか、都道府県が設置するアドバイザーの活用により、専門的な見地からの助言が得られる体制づくりを進めるなど、市区町村へのバックアップが今後一層期待される。



事例

1

チェックシートの活用により本人を支えるチームづくりを支援

東京都・清瀬市社会福祉協議会

令和4年4月から中核機関として事業を拡充



清瀬市社会福祉協議会（以下、市社協）では、令和4年4月から成年後見制度利用促進の中核機関を受託した。市社協は平成17年にきよせ権利擁護センター（以下、センター）を設置し、以前から成年後見制度推進機関として相談対応や受任調整、市民後見人の養成等を担ってきたが、中核機関の受託を契機に、これまで以上に専門職や支援関係機関等との連携を進め、事業を拡充している。

相談しやすくするためのシートを作成



中核機関としての機能を強化するにあたり、センターが令和5年度に重点的に取り組んだことのひとつが、「権利擁護支援のための困りごとチェックシート」と「権利擁護センター相談シート」の作成である。

「困りごとチェックシート」は、権利擁護支援の必要性や、本人の判断能力の程度を確認するためのチェックシートである。家族や地域の住民、支援関係者のなかには、周りに気になる人がいるがセンターに相談してもよいか迷うとの声があったことから、分かりやすいチェック項目で相談の目安を示したものである。「相談シート」は、本人に関わる支援関係者がセンターに相談をする際にあらかじめ必要な情報を整理してもらい、スムーズに支援につなげることを目的に作成した。

これらのシートは、専門職や当事者団体、福祉関係者で構成する協議会の助言を得ながら作成したもので、さまざまな視点からの意見を取り込んでいる。今年度は、センターのPRパンフレットとともにこれらのシートを市内の関係者等に周知し、広めていきたいと考えている。また、金融機関との連携も意識している。金融機関の窓口職員がセンターのことを顧客へ情報提供してくれたり、気になる人について情報を寄せてくれるなど、金融機関が接点となってつながるケースも増えている。

ケース会議と事例検討会の役割



さまざまなルートから寄せられた相談は、まずはセンター内で検討し、必要に応じて地域包括支援センターやケアマネジャー、市行政の担当者等に呼びかけてケース会議を開

いて情報を共有し、課題解決や支援方針を話し合う。

また、市長申立てが必要なケースや支援困難ケースについては、おおむね2か月に1回開催される「事例検討会」にかけて、専門職の助言を得ながら支援方針や受任調整について検討を行っている。

本人を支えるチームづくりを意識



ケース検討や事例検討会にあたりセンターの事務局が意識しているのは、本人を支えるチームづくりである。制度を利用した後に、『こんなはずじゃなかった』ということにならないように、不安を取り除きながら丁寧に説明し、本人の希望を確認していく。そのうえで、本人の人となりや希望をセンターの事務局が会議の場でしっかりと伝えることで、受任者と本人のミスマッチを防いでいる。また、事例検討会で使用する「各検討項目に関するチェックシート」を作成した。これにより、本人に関する検討において必要な情報を漏れなく共有するとともに、会議の参加メンバーが共通の視点で検討できるようになっている。

加えて、専門職後見人等に対しては、就任時に早期対応が必要な課題があれば解決までサポートするほか、定期的に連絡して様子を把握している。受任後もセンターが伴走するため、困った時には相談しやすい関係がつくられている。

今後の展開



中核機関になって以降、新規相談件数は約2倍に増えており、法人後見の受任も開始するなどセンターの業務は増加している。また、最近は身元保証サポート事業に関する相談が増えており、これらの対応について、協議会の議題にも取り上げて検討していきたいと考えている。センターが市民や地域の関係者により身近な機関になり、必要な人が支援に速やかにつながるように、これからも取り組みを進めていきたい。



きよせ権利擁護センター
運営委員会
(兼 中核機関協議会)の様子



事例 2

丁寧な広報啓発から取り組む地域連携を見すえた権利擁護支援

神奈川県・厚木市社会福祉協議会

ニーズに対応した広報啓発



厚木市社協権利擁護支援センター「あゆさぼ」（以下、あゆさぼ）は、令和2年8月から成年後見制度利用促進の中核機関を受託している。厚木市においては、令和2年度に成年後見制度利用促進基本計画（第1期）を策定した際に、市民や関係事業者へ向けた広報・啓発の促進が盛り込まれた。当時は、制度自体知らない人も多く、お金だけかかるようなイメージをもたれており、中核機関を受託した厚木市社会福祉協議会（以下、市社協）としては、正確な情報を伝えていくことを心がけながら取り組みを始めた。

具体的には、市社協主催で実施する普及啓発講座等のほか、より多くの人に周知するために、住民や福祉関係者から要望を受けて、少人数の集まりの場に出向いて説明する出前講座も開催している。

中核機関設置当初は、「成年後見制度」をテーマに掲げるだけでは参加者が集まらなかったため、住民の関心が高い終活などを切り口にして成年後見制度についてもあわせて伝えるなど、工夫をしながら進めた。そのような積み重ねから制度の認知も広がり、現在は、制度をどのように使うのか、どういう人が対象なのかといった踏みこんだ講座も実施できるようになった。実際に、講座に参加した方が、後日相談に来ることもあり、あゆさぼの認知度が高まっている。

令和5年度は、普及啓発講座を、市民向けと支援者向けで全5回実施。市民向け講座では、あゆさぼに相談が多い任意後見制度や遺言について司法書士に解説してもらったり、銀行に講師を依頼し、家族信託について紹介する講座なども実施した。支援者向け講座では、障害者の事業所の職員を対象に、代理行為目録や同意行為目録と一緒に考える事例検討をグループワークで実施。「やってみて初めて代理行為目録や同意行為目録によってオーダーメイドの制度利用ができることが分かった」「現場でも意思決定支援を意識しながら本人の状況をとらえたい」との声も多かった。

あゆさぼが取り組むチーム支援と多職種間の連携強化



あゆさぼでは、制度の利用に結び付けて終わりではなく、本人と後見人等、支援者によるチーム形成を促し、後見人等が就任した後も継続的な支援を行っている。解決すべき

課題が多いケースは、制度利用の前から、支援関係者を集めて検討を実施しており、司法書士や社会福祉士等の専門職をアドバイザーとして派遣し、サポートしていくこともある。「権利擁護や成年後見の相談はあゆさぼに任せて終わり」ではなく、ケアマネジャーなどの支援者に対して、それぞれが役割を発揮しながら連携しましょうと伝えている。

しかし、すべてのケースでチームが円滑に機能するような働きかけができていないわけではなく、課題もある。市社協が法人後見を受任しているケースであれば、必要に応じたケース会議の開催など、関係者への声かけがしやすいが、専門職後見人の場合、受任後にあゆさぼとのつながりが途絶えてしまうことも多く、どう介入していくかが課題となっている。そのために、令和5年度から、弁護士・司法書士・社会福祉士・行政書士・税理士、そして福祉・医療関係者を対象に、多職種連携の事例検討研修会を開催している。多職種が日ごろから顔の見える関係性をもつことは、成年後見制度の利用者への支援だけでなく、地域の包括的な支援体制づくりにもつながっていくと考えている。

本人の思いを大切にした支援



あゆさぼが、相談対応やチーム支援のなかで心がけているのは、本人と会って、本人の意志確認を丁寧に行うことである。成年後見制度の利用ありきで相談対応したり、支援者の考えだけで制度利用を進めていくのではなく、中核機関として「本人はどう思っているのか」を支援者側に投げかけていくことが大切と考えている。

そのためには、成年後見制度もひとつの選択肢として、色々なメニューを提案できるように、必要に応じて専門職の知識も借りながら、さらなる機能強化と相談支援の充実をめざしている。



多職種連携事例検討研修会

住まいの安定を通して地域での暮らしを支える

徳島県・東みよし町社会福祉協議会



県立自然公園に指定され、四季折々に豊かな表情を見せてくれる「美濃田の淵」。奇岩が夜景に映え、幻想的な雰囲気を醸し出している

東みよし町では、生活困窮者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、その他住宅確保に配慮を要する人たちへの支援のため、居住支援協議会を設置し、東みよし町社協が事務局を担っている。多機関連携のハブとなってさまざまなサポートを行い、住民や地域の関係者とともに住まいの安定から生活全般の支援を行う活動について、詳しいお話をうかがった。

社協データ

(2024年4月現在)

【職員数】 50名（正職27人、非常勤職員23名）

【主な事業】

- 地域福祉推進事業
- 生活困窮者自立支援事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 日常生活自立支援事業
- 権利擁護センター
- 居住支援事業 等

居住支援協議会の事務局を担うようになった経緯

東みよし町社会福祉協議会（以下、町社協）が居住支援協議会（以下、協議会）の事務局を担ったのは、令和元年6月のことである。その経緯について、町社協の藤内則康常務理事兼事務局長は次のように語る。

「『住む』ということは、すべての生活や営みの基盤です。福祉サービスをいくら充実させても、根底となる住環境が整っていないければ、十分にサービスは使えません。町社協ではさまざまな活動・事業を行っていましたが、一人ひとりの住まいの安定を支援することが、地域福祉のさらなる充実につながると感じていました」

その課題意識を住民と共有するために活用したのが「支え愛マップ」づくりの取り組みだ。町社協では、平成21年より住民と地域のことを話し合う地域座談会「さんわ（話・和・輪）会活動」のなかで、自治会単位の「支え愛マップ」を作成してきた。この取り組みを通し、地域のなかの支え合いの仕組みに加え、すでに空き家になっている物件や高齢者だけの世帯、単身世帯など将来空き家になる可能性がある物件などを可視化した。「住まい」や「空き家」をテーマに住民と一緒に地域の状況を改めて点検すると、防犯上心配な空き家や老朽化が進んで危険と思われる家に住んでいる住民の存在など、さまざまな課題が見えてきたのだ。

こうした課題を行政に伝えたところ、行政から「町に協議会を立ち上げたいので、事務局を町社協でやってほしい」という声がかかった。

町社協では、これまでも台風や大雪災害の際、被災世帯の相談に対応し住居の確保や生活の支援を行っており、いわゆる住宅確保要配慮者（以下、要配慮者）へ途切れることなく関わってきた実績があったことに加え、先述のよう

な課題意識をもっていたため、協議会の事務局を担うこととなった。

協議会の具体的な活動内容

協議会の構成員は、不動産関係（大家さん、不動産業者）、司法書士、行政書士、行政（福祉部局・住宅部局・空き家対策協議会担当部局）、社会福祉法人、町社協、地域包括支援センター（町社協受託）である。

また、令和4年度よりオブザーバーとして高松矯正管区・更生支援企画課、徳島保護観察所、徳島県住宅課、徳島県社協等も参加している。更生保護の関係者へは、刑余者は特に住居確保が難しく、社会復帰の妨げになっているという課題意識から、町社協が参加を呼びかけたという。

「当初は、不動産関係や公営住宅の担当課の方々だけに集ってもらっていましたが、しかし、協議会を立ち上げてみると、さまざまな関係者から『一緒に課題を共有したい』という声寄せられました。精神科の病院や児童養護施設など多くの関係者が、要配慮者へ適切な住まいを見つけることに課題を感じていたことが分かったのです。生活困窮世帯だけでなく、障害者の地域での生活支援、児童養護施設退所者や刑余者の自立などの側面からも居住支援を考える必要があることを、協議会の集まりで共有しています」と、藤内常務理事は語る。

協議会の活動として、町社協が実施しているほかの事業と合わせた総合相談窓口を町社協に常設（平日8時30分～17時15分）しているほか、イベント時などに居住支援相談会のブースを設けることもある。それぞれの相談に対して支援内容を検討するとともに、必要に応じて関係機関を集めてケース会議を開催している。また、住み替え等が必要な場合は、協議会の不動産関係者等と情報を共有し、提



ひがし 東みよし町 ちよう (徳島県)

徳島県の西部、四国のほぼ真ん中に位置する。町の中心部を西から東へと吉野川が流れ、平行して北には讃岐山脈、南には四国山地が連なる水と緑があふれる自然豊かな町である。降水量・土壌が、杉・ヒノキの生育に適しており、その豊かな環境に育まれた豊富な森林資源を活用して、桐下駄などの製造が盛んに行われている。

【地域の状況】(2024年4月1日現在) ●人口/13,307人 ●世帯数/6,280世帯 ●高齢化率/37.4%

供できる住宅を検討している。

令和5年度の活動実績は、相談窓口および居住支援相談会による相談件数が32件（高齢者9件、障害者9件、子育て世帯1件、若年層6件、その他7件）、そのうち入居の成約は3件（障害者2件、若年層1件）だった。ほかにも入居中の居住支援として、見守りが17件、生活相談が21件、身元引受人および保証人に関する問合せが2件となっている。

入居の支援では賃貸住宅の入居契約に同行し、入居後も公共料金の支払いに関する手続きや通院支援、住居の清掃、ゴミ出し支援などを行っている。ほかにも町社協の既存の事業や福祉サービスにつなぎながら継続的な支援を続け、貸し手と借り手と支援者が顔の見える関係を築くことで、互いに安心できるようにしている。

「居住支援というと『住まいの提供』や『住み替えの支援』をイメージしますが、それらはあくまでも手段です。一人ひとりの希望を真ん中に置いて支援の方向性を検討し、必要がある場合は住まいの確保をサポートすることを大切にしています」と地域福祉課主幹の土井利加さんは話す。

社協が居住支援に関わる意義

本当に困っている人は自ら町社協に相談に来ることは少ないため、日頃から地域に出向いてニーズを発見して支援につなぐほか、住民や民生委員・児童委員（以下、民生委員）等の関係者がつないでくれることも多い。山間部に住んでいるひとり暮らし高齢者について「危険な状況で生活しているので心配だ」という民生委員からの相談、家賃を滞納している人についての大家さんからの相談、町の生活保護担当者から被保護者についての相談など多岐にわたる。

町社協では、地域住民や関係機関に向け、住まいの問題を含めた地域生活課題を共有し、協議会の事業を周知するため、地域のサロンや各種研修会等で年間30回以上、積極的に広報活動を展開してきた。

「これまで、地域の人でも支援が必要な人を町社協につないだらおしまいになっていました。しかし、町社協につなぐだけでは孤独・孤立は解決しません。居住支援も住まいを確保して終了ではなく、要配慮者が地域で住み続けるための支援が必要であり、そのためには、個別支援だけではなく、地域支援の両方が必要です」と藤内常務理事。東みよし町には、いわゆるホームレスはいないため、「家」に住んでいればそこに住んでいる人のことは気にされていない

かったという。協議会として、住まいに関する課題や取り組みを積極的に発信することで、多くの関係者が関心を寄せてくれるようになったとのことだ。住民や関係者とともに地域のことを考える仕組みとなっているのが町社協の強みだ。

「住まい」に関する相談支援を一つの切り口として、日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業等と連携し、社協の総合力を活かした支援を展開している。「これはまさに『誰もが安心して暮らせるまちづくり』という社協本来の活動なのです」と、藤内常務理事は強調する。

今後の課題

山と川に囲まれた、自然豊かで住みやすい町という評判の東みよし町でも、過疎化は着実に進んでいる。相続人のいない空き家が増え、賃貸物件を提供できる大家さんも少ないのが現状だ。今後の課題として、貸主が所有する物件を借り受け、入居希望者に転貸するサブリースをしてくれる協力事業者を見つけていきたいという。

「包括的支援体制の構築は、社協だけではできません。地域のなかで互いに見守り、情報を共有していく必要があります。見守りボランティア、配食サービス、フードバンク事業、シルバー人材センターのゴミ出し有料サービス…いろいろな社会資源とつなげる活動を、協議会でも積極的に行っていきたいです。相続人がいなくなった空き家物件解決のためにも、死後事務委任契約による事業の実施も視野に入れていきます」（藤内常務理事）

まさに「連携・協働の場」として多機関と連携しながら住民の生活を支援している町社協の取り組みは大いに参考になるはずだ。



契約同行時の様子



本連載では、実際に市区町村社協の皆さんから提供された事例(ビネット)を用いた検討をもとに、その着眼点や思考のプロセス等をお伝えします。解決を目的とする一般的な事例検討とは異なり、社協職員としての考える力の向上や思考の広がりを目指しています。紹介するコメントが正解というわけではありません。あくまでもいち検討会参加者としての着目点を紹介しているので、ご自身の考えとの異同を味わい、多様な考えに触れてみてください。



今年度は、野村裕美氏(同志社大学 教授)、室田信一氏(東京都立大学准教授)、勝部麗子氏(豊中市社協 事務局長)に加え、事例に登場する本人の状況に理解のある支援機関や当事者団体の方にも検討会に参加いただき、一事例を2号にわたってとりあげます。さっそくビネットに登場するCSWの立場に立って、「私ならここに着目する」という視点を大切に読み進めてみましょう。



ビネット

9

サロンから排除されそうな認知症の高齢女性と サロン関係者との関わり

今回検討会に参加してくれた方

※本事例は個人が特定されないよう
一部加工しています。

● 宮城県・石巻市社会福祉協議会

中村 有希氏

● 新潟市・南区社会福祉協議会 秋山 詩織氏

● 岐阜県・岐阜市社会福祉協議会

水田 翔人氏

● 認知症の人と家族の会 副代表理事 花俣 ふみ代氏

「あなた」はどこにいるの？

ここはとある市社会福祉協議会。私はCSWとして4年目を迎えています。



どのような事例？

地域にあるサロンに参加する認知症の80代女性Aさんについて、ほかの参加者から「Aさんを介護サービスにつなぐべき」「サロンに来るのは無理ではないか」という声が出ていると、サロンの代表者とAさんを普段からサポートしているBさんよりCSWに相談がありました。

Aさんは、認知症の症状があったり、歩行の不安定さや耳が遠いなどの理由からサポートが必要な状態にあり、サロンのなかで浮き始めています。Aさんに対しては、Bさんが積極的にサポートしており、サロンに誘って一緒に参加したり、困りごとの相談に乗るほか、Aさんが毎回忘れてしまうサロン会費の立て替えなども行っているようです。サロンの代表者は、Aさんを心配しつつも、サポートするBさんへの負担や一部の参加者のネガティブな声を懸念しています。

また、Bさんから話を聞く限り、Aさんは息子と孫の3人で住んでいます。息子が夜勤勤務で昼間は寝ているため、日中のAさんの様子をあまり見られていないほか、家事は主にAさんが担っているため、家族は介護サービスの必要はないと感じているようです。

CSWとして地域包括支援センター(以下、包括)に状況を共有し訪問をお願いしましたが、現時点では家族と会えていない状況です。

CSWは、サロンの代表者に役員メンバーで話し合いの場をもつことや、認知症の理解を促進するため認知症サポーター養成講座を実施してはどうかと投げかけていますが、具体的な調整はできていません。

どうしてあなたはこの事例を選んだの？

サロンに参加するAさんの様子は何度か見に行きましたが、詳細な情報はサロンの代表者やBさんから聞き、包括につないでいます。今後、Aさんやサロンの役員メンバーに対してCSWがどのように介入し働きかけることができるか悩んでいます。



ビネットを読んで追加で事例提供者に聞いてみたいことがあれば質問してください。



歩行の不安定さや耳が遠くコミュニケーションがとりにくいなどは、認知症に関わらず高齢者にはよくある状態だと思います。認知症とは関わりのないところでサロンから浮いてしまう理由が何かありますか？

歩行が不安定なのでトイレに行く際にサポートが必要だったり、会話もBさんがAさんとほかの参加者との間に入り、コミュニケーションの補助をしている点があると思います。



Aさんはサロンのなかでは最年長で、もともとほかの参加者とは少し年代が離れていました。それに加え、



Aさん以外でサロンのなかでサポートが必要な人はほかにいないのでしょうか？



ほかにサポートが必要な人は見られません。ほかの参加者と年代が離れているためAさんが少し目立っており、「なぜAさんをサポートしなければいけないのか」と話す参加者もいると聞いています。



このサロンの内容や開催頻度、人数などについて教えてください。



サロンは月に1回、15名～20名程度が参加しており、Aさんの家からは徒歩5分ほどの距離にあります。お茶飲みや小物作りをする月もあれば、クリスマス会や郷土料理作りなど季節に応じたイベントを行うこともあります。



そのなかでAさんが得意とすることを発揮できる機会がありますか？



Aさんはお茶を飲みながらみんなと話すのが好きだとBさんから聞いています。ただ、小物作りやお料理には、Aさんにはできないだろうと声をかけられなかったことがあと後にわかりました。



代表者はBさんの負担を懸念されていますが、Bさん自身はAさんへのサポートについてどのように感じているのでしょうか？また、サロンのなかでAさんにネガティブ



それでは社協職員の皆さんならどこに着目しますか。それはなぜでしょうか。



私は、専門職による支援を受けられる介護サービスを利用しながら地域のサロンにも参加するという、フォーマルとインフォーマルの両輪で、Aさんが地域で生活できるように支えていく必要があるのではないかと考えます。認知症になったり身体が不自由になったらサロンへの参加をやめて、介護サービスを利用すべきという意識がサロン参加者や地域に根付いてしまうと、介護サービスへのネガティブなイメージも定着してしまうと思います。



似たような経験がありますか？



以前、包括の職員として支援した事例と重ね合わせていました。デイサービスに行きはじめての方が「デイサービスは楽しいけど、もう集いの場には行けなくなったな」と話した時に、私は簡単に「今が楽しいんだったら良かったです」と本心を受け止めきれなかったことがありました。ほかのサロ

な印象をもっていない人はどのくらいいますか？



Bさんはとても世話好きな方で、Aさんへのサポートが生きがいになっていると聞いています。サロン参加者の多くはAさんに好意的ですが、一部の声の大きな参加者がAさんに対してネガティブな印象をもっていて厳しい発言をしています。



この地区にはこのサロン以外に認知症の人が交流するオレンジカフェのような場所がありますか？



ありません。そうした地域性もあり、地域のなかではサロンに来れなくなると施設に入るといった意識が根付いていたのかと思います。



サロンのこととは少し離れますが、Aさんは生活で困っていることはないのでしょうか？そうした困りごとなどは誰が受け止めていますか？



Aさんの困りごとを聞いたり日常的に会話をしているのは、主にBさんだと思います。ほかにもAさんは近所の家にお茶飲みにも行っているようで、その方も話し相手になっていたのではないかと思います。

ン参加者による特定の人を排除する言動はなかったものの、「介護サービスを利用するようになったら、サロンには来てもらえないよね」と話す人もいました。そのままにせず、本人がサロンに参加するためにはどのような工夫ができるか考えるべきだったと反省しています。改めて、本人を真ん中に置いたサロンとはどのようなものかを考えていきたいと思っています。



私は、サポートが必要な方への地域住民の関わりにおいて、一番避けるべきは「無関心」だと考えます。サロン参加者の一見Aさんを排除するような意見も、裏を返せば本人のことをよく見ているからこそ気づける点であるため、Aさんに対して関心のある住民の存在は大切にしたいです。

また、Aさんがサロンに参加することについて、サロンの代表者自身がどう思っているのかという聞き取りも大事かと思います。代表者としてこれからもサロンを運営していかなければならない立場にも想像を働かせ、Aさんやほかの参加者が安心して参加できる開催方法を検討していく必要があると思いました。

次号予告！

7月号では、今回の事例検討を踏まえて参加者同士で行った対話を中心にお伝えします。認知症の人と家族の会の花俣さんから助言をいただきながら、認知症になってもその人らしく日常を過ごせる地域づくりやCSWの役割について考えます。次号も「自分ならどうだろう」と考えながら本連載を読み進めてください。

これまで福祉とあまり接点がなかった分野で活躍する人・団体にフォーカスし、福祉や社協の新たな可能性を探る新連載。第1回は、学生や子育て世代が福祉や医療を身近に感じられるような事業を手がけている「NPO法人Ubdobe」様です。

第1回

社協×エンターテイメント

“面白い”を入口に、より多くの人に福祉を発信する

特定非営利活動法人^{ウブドベ}Ubdobe 代表理事 岡 勇樹氏 (東京都)

≫ あらゆる人々の社会参加の推進をめざして

私たちNPO法人Ubdobe (以下、Ubdobe) は、医療や福祉と音楽やアートなどとのコラボレーションを通じて、あらゆる人々の積極的な社会参加の推進に寄与することをビジョンに掲げ、2008年から活動を開始しました。医療・福祉従事者の質とモチベーションの向上やイメージアップなどを目的とした事業を展開しています。



≫ 「医療福祉系謎解きイベント Mystic Minds」

Ubdobeが注力している事業のひとつに、未来を担う若年層に医療や福祉の面白さを伝える取り組みがあります。特に小中学生は日常生活において福祉や介護に接する機会が少なく、「よく分からない」「なんとなく近寄りたいたい」という印象のまま、福祉・介護専門職が将来の選択肢にすら入らず、大人になってしまうケースも多いと思います。

そこでUbdobeでは、福祉・介護の情報提供や体験コンテンツに、小中学生やその家族が楽しめる「謎解き」の要素を取り入れ、遊びを通して福祉を知るきっかけを提供するイベント「Mystic Minds」を展開しています。県社協から依頼を受け、魅力発信事業や介護人材確保対策の一環として、当事者や地元の福祉・介護関係者と一緒にも実施することもあります。「福祉・介護に興味のない方にこそ参加してほしい」という想いのもと、ビジュアルやクオリティにもこだわり、毎回多くの事前予約があります。また、会場のショッピングモールにたまたま来ていた人が、「楽しそう」と飛び入りで参加することもあります。

参加者は、耳が聞こえにくい状態でコミュニケーションを取る、車椅子に乗ってキーワードを探す、手が動きにくい状態で食事をするなどしつつ謎解きを進めることで、高齢者や障害当事者の目線に立った体験につながっています。

また、開催地域の福祉・介護専門職が当日のスタッフとして参加者への説明や技術指導を行うことで、参加者とのポジティブな出会いの場を創生しています。専門職からも、参加者との対話を通して改めて福祉・介護職の魅力ややりがいに気づいたという声が多く寄せられています。



≫ 全国各地の福祉施設や社協と出会う「福祉留学」

福祉の魅力を広く伝えるためのもう一つの取り組みとして、全国のさまざまな福祉の実践を学生に紹介したいとの思いで始まったのが福祉留学です。これは、「教科書だけでは想像もできなかった世界へ 福祉というパスポートを持って、旅に出よう。」をコンセプトに、向上心と好奇心をもった学生や医療・福祉の従事者と、日本の福祉を牽引する福祉施設等をつなぎ合わせることを目的としています。

留学生には、施設内での活動だけでなく、施設が存在する地域について知ってもらうことも大切にしています。そのため、住民とのふれあいや、美味しいものを食べたり地域の名所を巡るなど、幅広い経験ができるのも特徴です。

施設等にも多くのメリットがあります。Ubdobeが留学先を取材し、その魅力を福祉留学のWEBサイトで発信しており、広報ツールとしても活用できます。また、留学生の存在が刺激となり、職員の成長や自身の仕事の魅力を再認識する機会につながるほか、留学生が別の施設に就職した後も留学先と関わり続けることにより関係人口が増えています。



≫ 社協への期待

福祉留学では、現在、長野県富士見町社協が留学先のひとつとして登録されています。社協に関心をもつ留学生は多く、地域福祉や社協の魅力をより広く伝えるためにも、今後さらに多くの社協と連携ができればと考えています。

また、社協には行政からの委託や補助事業も多くありますが、多様化する地域課題の解決に向け、ビジネスの視点も取り入れ、自主財源を確保しながら事業展開していくことが重要だと思っています。これまでUbdobeが蓄積してきたノウハウや経験を活かしてサポートできる部分もあるので、ぜひ一緒に取り組んでいきたいと思っています。

Ubdobeより提供



仕事に役立つ Topics

福祉の動きを知ろう



女性支援新法が施行されました ～困難な問題を抱える女性へのきめ細かな支援に向けて～

立法の経緯、目的

令和6年4月1日、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）が施行されました。本法は、支援現場からの長年にわたるソーシャルアクションの成果が実り、令和4年5月に議員立法により成立したものです。

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。特にコロナ禍においては、女性からのDV相談件数や、女性の自殺者数が増えるなど、こうした課題が顕在化しました。

困難な問題を抱える女性への支援については、昭和31年に制定された売春防止法をはじめとする仕組みが作られてきました。しかし、同法は売春をする女性や売春をするおそれのある女性を対象に、女性の保護と更生を目的としており、「女性の福祉」や「自立支援」という視点が十分ではありませんでした。

そこで今回の女性支援新法では、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定しました。また、国・地方公共団体に対して、困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務が明記されました。

女性支援新法の概要

女性支援新法では、法の対象となる「困難な問題を抱える女性」を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう」と規定しています。

女性支援の事業を担う実施機関については、以下の通り名称が変更されています。

婦人相談所	→	女性相談支援センター
婦人相談員	→	女性相談支援員
婦人保護施設	→	女性自立支援施設

今回の法律では、民間団体との協働による支援が位置づけられたことも特徴の一つです。さ

らに、関係機関、民間団体で支援内容を協議し、連携・協働した支援を行うため、自治体が支援調整会議を組織することとされました。

また、厚生労働大臣は基本方針を策定し、都道府県は都道府県基本計画を策定すること、市町村は市町村基本計画の策定に努めることとされています。

社協の活動・事業、地域福祉との関わり

困難な問題を抱える女性のなかには、自らSOSを発しにくい人、行政の相談窓口などにはつながりにくい人も多くいます。ニーズの発見や一人ひとりに寄り添った支援のためには、行政による支援だけでなく、社協も含めた地域の相談支援機関、女性支援を行うNPO等との連携・協働が重要になります。また、生活困窮者の自立相談支援機関等で受ける相談のなかには、経済的な困窮や就労に結びつきにくいなどの課題の背景に、性被害やDVの問題が隠されている場合もあります。女性支援新法の理念や支援機関の役割・機能をよく理解し、適切に連携することが求められます。

参考：あなたのミカタ（女性のための支援ポータルサイト）
<https://anata-no-mikata.jp/>



厚生労働省ホームページ「女性支援新法の概要」より一部抜粋

「基本要項2025」への期待

第2回



山本 繁樹氏 (東京都・立川市社会福祉協議会 総合相談支援課長)

地域づくり、ボランティア・市民活動センター、法人総務、地域包括支援センター、介護事業、生活困窮者支援、権利擁護支援の中核機関など社協の地域福祉推進業務に従事。社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士。

社協基本要項の意義

どのような組織・団体であっても、活動理念、使命、役割、機能を、役職員・関係者が共有したうえで活動できているかどうかは、諸活動の成否を左右するでしょう。基本要項は、社協の仕事を進めていくうえで、諸活動の意義や方向性を指し示す羅針盤であり、基盤となるものです。一方で現行の新・社協基本要項の策定から30年以上が経過し、記載されている法も変わり、内容を知らない、読んだこともないという人が年々増えている状況があります。

私は、社協の仕事は地域を基盤としたソーシャルワーク実践そのものだと思っています。しかし、地域福祉推進を目的とする社協の活動範囲が年々拡がり、実施事業も増加するなか、社協職員としての一体感やアイデンティティをもちにくいとの声もよく聞きます。そのような状況下において、新たな基本要項は全国の社協関係者が、社協の「住民主体」の理念、社会的使命、存在意義を再確認し、価値規範を合わせていくために必須のものであると思われます。

基本要項2025(第一次案)のポイント、着目したところ

社会環境の変容のなかで、社会的孤立の状態が起りやすくなっています。個人として尊重されながら、必要に応じて連帯し、つながりを実感できる地域共生社会の実現が求められています。基本要項2025(第一次案)が示すように、住民主体の理念に立ち、住民や地域の関係者と、「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を進めることを使命とする社協の活動や諸機能が十分に発揮されれば、包摂的な社会の進展に大きな役割を發揮できます。

第一次案では、これまでの取り組みも踏まえたうえで、「つながりづくりの原則」、「個別支援と地域づくりの一体

的展開の原則」、「連携・協働の原則」などの新たな活動原則が示されています。総合相談支援を行いながら、多様なテーマのつながりづくりやコミュニティ形成をサポートし、連携・協働やソーシャルアクションにより必要な社会資源を創造できること、それらの活動が孤立防止の土台にもなっていくとしたら、素晴らしい仕事です。

社会福祉法における包括的支援体制の構築、重層的支援体制整備事業においては、個別支援と地域づくりを一体的に実施し、さまざまな状況にある人が意思決定支援に基づいて参加できる多様な場づくりが求められています。社協活動の進展は、地域包括ケア、地域共生社会の進展の土台にもなるといえます。

「総合相談支援機能」、「権利擁護支援機能」、「災害等非常時の支援機能」、「福祉人材の確保・育成機能」、「地域福祉財源の確保・助成機能」も新たに加わった社協の11の機能は、どれも地域福祉推進において欠かせません。それらの機能を総合的に展開できる社協は、取り組み方次第ですが、とても魅力ある組織だと思います。

全国の社協職員の皆さんへ

「基本要項検討委員会」に参加する機会を得て、多様なメンバーとともに改定に向けた第一次案の内容を議論してきました。基本要項について議論した過程は、実に面白く、同時に大変な作業でした。参加された皆さんが社協の仕事が好きで、地域福祉の推進に大いなる熱意をもっていてもよく分かりました。社協には、地域社会のために力を尽くしている仲間が全国に数多くいます。

それぞれの社協、地域において、基本要項2025(第一次案)の内容について議論し、検討し、必要な提言を行う過程が、自らの活動地域や社協の実践を省察し、社協活動の魅力の再発見につながる契機となれば、とてもうれしく思います。

編集後記

もうすぐそこに夏が迫ってきています。今年も暑い夏になりそうですが、夏といえば、皆さんは何が思い浮かぶでしょうか。私は花火とビールです！最近の花火大会は、夏だけではなく、秋や冬にかけても多く開催されますが、私の住む市では、7月はじめに大規模な花火大会が開催されます。運のよいことに、わが家のベランダからとてもよく見えるので、その日はたくさん飲み物(ビール)とつまみを用意して観覧しています。今年には市政70周年を迎えるため、さらに大規模になりそうです。昨年購入したクラフトビール醸造権、なかなか味が絞れずにいるので、第1号から完璧をめざすのではなく、花火大会の観覧に向けて試作のつもりで醸造しようと思っています。(後)

))) アンケート

今後の企画・編集の参考にさせていただきますので、読者アンケートにご協力ください。

INFORMATION

案内 基本要項2025 第一次案への意見照会について

ご意見をお待ちしております。
※社協の役職員専用ページとなります。



書籍紹介 コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事例集

全国社会福祉協議会
頒布価格 500円(税込・送料別) A4判 82頁
2024年3月発行

